

## 短期的展望に関する論点第3に関する補足

### 1 第3の1（証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等）について

AIを利用して証拠が偽造されるおそれがあることを前提として、証拠提出の際に訴訟代理人がとり得る対応策について検討する場合、現在の実務において訴訟代理人がとっている対応策を把握することが参考になると考えられる。その観点で整理した資料が別添1及び2である。

別添1及び2も踏まえつつ、今後の訴訟代理人における対応策等について、どのように考えるか。

### 2 第3の2（証拠提出ルール）について

AIを利用して作成された証拠の提出に関しては、一定の範囲では訴訟代理人における対応が期待されるほか、現在においても、第3の2に記載のような対応がされ得るところである。

現時点で把握している諸外国の検討状況や実例は、別添3のとおりであり、既存の専門家証言の証拠採否ルールと同様に詳細に定める例、一定の証拠の生成を禁止又は許可制とし、使用について開示義務を定める例などがみられるが、証拠提出の段階では詳細なルールを設けず職業裁判官が自由心証主義のもとで証拠の信用性を判断する我が国と、法律専門家ではない陪審員の誤導等を防ぐ観点から証拠提出の段階で詳細なルールを設けている一部の諸外国とでは前提とする法体系が異なることには留意が必要であると考えられる。

このような諸外国の実例に加え、我が国における現在の対応等も踏まえつつ、AIを利用して作成された証拠の提出に関するルールの在り方や留意点等について、どのように考えるか。

### 3 第3の3（AIによる偽造証拠の判断枠組み等）について

AIにより偽造証拠が容易に作成できるようになり、写真・動画・音声などについても高精度の捏造が可能となると考えられるところ、これにより、従来の民事裁判で重視されてきた客観証拠についてもAIによる偽造証拠である旨の主張が頻発し、真正立証のための鑑定費用負担が増大するのではないかという懸念が指摘されている。

この点、紙の文書が偽造である旨の主張がされた場合における現在の実務の取扱いをみると、例えば、筆跡鑑定については、未だ科学的に確立された手法がないとの見方もないではなく、その鑑定の必要性については慎重に判断すべきであるとの指摘<sup>1</sup>があるなど、裁判所は、直ちに鑑定等をするものではなく、まずは、動かし難い事実や証拠上認められる間接事実等の周辺事情から、当該文書の成立の真正や要証事実を

<sup>1</sup> 司法研修所編『民事訴訟における事実認定』（法曹会、平19）203頁。

認定することが多く、最終的にも鑑定等に至らないことも多いように思われる（直ちに鑑定等をするものではなく、最終的にも鑑定等に至らないことも多いように思われることは、印章鑑定についても同様と思われる）。

写真・動画・音声などの客観証拠について偽造である旨の主張がされた場合であっても、鑑定等によって直ちに偽造か否かを判断することができるとは限らないことは同様である（あるいはより困難となる）と考えられ、まずは、動かし難い事実や証拠上認められる間接事実等の周辺事情から、当該客観証拠の成立や要証事実を認定することになるのではないかと考えられる。A Iによる偽造証拠であるか否かを技術的に判別することは困難であっても、動かし難い事実等からすると、当該客観証拠が不自然に浮かび上がるような形となり、当該証拠を採用することはできない旨を判断することができることは少なくないものと思われる。最終的に認定がされるべきなのは、当該客観証拠の成立（（A Iによる）偽造証拠か否か）ではなく、要証事実の存否であり、この認定・判断自体に専門的知見等を要するものではないこと（直ちに鑑定に至るものではないこと）や、当該客観証拠の実質的証拠力（要証事実の証明に役立つ程度）が低く、当該客観証拠にかかわらず、要証事実の存否を判断することができることも少なくないようにも考えられることにも留意が必要であるようにも考えられる。

このような現在の実務上の取扱いに加え、現状のデジタルフォレンジック調査の信頼性やこれに要する費用の実情も踏まえ、A Iによる偽造証拠の判断枠組み等について、どのように考えるか。